平成30年７月豪雨及び平成30年北海道胆振東部地震における

入学手数料及び入学料の不徴収に関する取扱要領

（趣旨）

第１条　この取扱要領は、平成30年７月豪雨における入学手数料及び入学料の不徴収に関する取扱要綱第４条及び平成30年北海道胆振東部地震における入学手数料及び入学料の不徴収に関する取扱要綱第４条に基づく入学手数料及び入学料（以下「入学手数料等」という。）の不徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

（申請の手続等）

第２条　入学手数料等の不徴収の承認を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市町村が発行する平成30年７月豪雨又は平成30年北海道胆振東部地震により被災したことを証するり災証明書又は被災証明書（以下「り災証明書等」という。）の写しを申請書（平成30年７月豪雨における入学手数料及び入学料の不徴収に関する取扱要綱第３条第１項及び平成30年北海道胆振東部地震における入学手数料及び入学料の不徴収に関する取扱要綱第３条第１項の入学手数料の不徴収承認申請書及び入学料の不徴収承認申請書をいう。）に添付し、入学願書等の提出締切日の２週間前（以下「提出締切日」という。）までに志願先の県立学校長（以下「受付学校長」という。）に提出しなければならない。ただし、申請者が提出締切日までにり災証明書等を提出できない事情があるときは、この限りではない。

２　申請者にり災証明書等の交付を受けられない等事情があるときは、前項の規定にかかわらず、在学する、又は出身の学校長の副申により、り災証明書等の写しに代えることができる。

３　受付学校長は、前２項に規定する書類を受理したときは、当該書類を高知県教育委員会事務局高等学校課（次項において「高等学校課」という。）に提出するものとする。

４　前３項の規定にかかわらず、申請者が高知県立中学校又は高知県立高等学校への転入学を希望する場合は、転入学願書（平成30年７月豪雨に係る転入学の特別措置実施要項の５及び平成30年北海道胆振東部地震に係る転入学の特別措置実施要項の５の転入学願書をいう。）を直接高等学校課に提出するものとする。

（その他）

第３条　平成30年７月豪雨における入学手数料及び入学料の不徴収に関する取扱要綱又は平成30年北海道胆振東部地震における入学手数料及び入学料の不徴収に関する取扱要綱による入学手数料等の不徴収の決定を受けた申請者は、入学願書等の提出時に当該不徴収の決定通知書を添付するものとする。

附　則

　この要領は､平成31年１月16日から施行する。